

2002年 新春号

# おおぞら

No.3

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目 タイムビル3階  
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705 E-mail:ozoralaw@voicenet.co.jp



津別峠より屈斜路湖を望む

## 新春のお慶びを申し上げます。

20世紀は、間違いなく「戦争の世紀」であった。それを乗り越えるべく迎えた21世紀。しかしその最初の1年を象徴する漢字が「戦」。何という皮肉であろうか。本当に私たちは、次の世代に、人類を、この地球を受け継がせることができるのだろうか。その答えは、わかるはずもない。しかしとにかく私たち自身が、このことを問い続けるところから始まるはずだ。法律家として、一人の人間として、この地球に生きるものとして、私たちは、未来を築き上げていかなければならない。

武力による報復は、憎悪と復讐の悪循環をもたらすしかない。私たちは、いまこそ、「武力」ではなく、「法と理性」による平和の実現を、アピールし続ける必要がある。

正直、日々の業務に追われていることが多い。自分の身の回りのことに目を奪われ、大きな流れや変化に鈍感になってしまっていないだろうか。しかしときには、地球を、平和を、熱く考える私たちがいたい。

今年もどうかよろしくお願いいたします。

2002年 1月 札幌おおぞら法律事務所一同

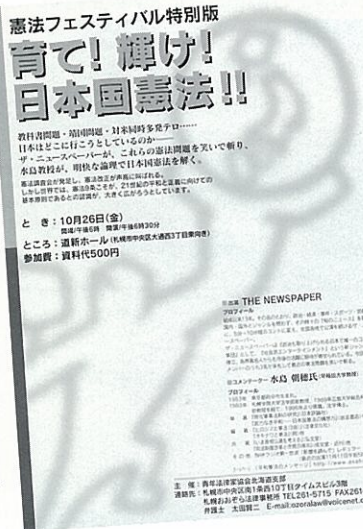
# 今だからこそ、憲法を語ろう!!

弁護士 太田 賢二

2001年10月26日。憲フェス特版「育て! 輝け! 日本国憲法!!」を開催した。おりしも、対米同時多発テロが勃発し、アメリカの報復攻撃が開始され、自衛隊が海外派遣されるといふ、日本国憲法のなし崩し的危機を迎えた時期となった。

会場には400名余りの参加者が集まった。ザ・ニューズペーパーのコントに笑い、水島朝穂教授の熱い講演に聴き入った。靖国神社を調査してきた高校生は、「戦争が昔話ではなく、若い世代が戦争を知る必要がある。」と感想を述べた。

改めて憲法の意義を痛感したのは、けっして私だけではなかった。



## 憲法フェスティバルとは

第1回の憲フェスは、1986年5月。この頃国家機密法（スパイ防止法）が国会に上程され、教科書検定制度が合憲とされた社会情勢に、大きな危機感を持った市民と弁護士らが、開催したのが始まりである。

以来昨年春までに16回を数えた。ここ2年は、「平和憲法が危ない!」 「ウォッチング憲法調査会」と、憲法調査会が発足し、憲法改正が声高に叫ばれるという近時の情勢に即したテーマを取り上げた。

そんな矢先の対米同時多発テロ。何をなすべきか。何ができるか。そんな思いで、憲フェス特版を開催した。

## 参加者の熱い声、声、声

- ・私たちは、もう少し冷静にならなければならないと思います。何故テロが起きたかを考えるべきです。(20歳)
- ・知らないだけではすまされない、と思った。(21歳)
- ・テロが起こる原因は、いろいろあるけれど、その国の人たちが、テロリストのグループに参加しようと思わないほど、豊になり、教育の機会もあれば、テロリストになることはないのではないのでしょうか (25歳)。
- ・力に対して力で対抗しては何も生まれません。何故戦争なのか? 報復なのか? どうしても納得できません (31歳)
- ・憲法論議をしつづけている訳でもないのに、現実には起きている事実は現憲法ではまかないきれないから、と性急に憲法の変更に向かおうとしている。一体どこへ向かわせようとしているのか、教えてほしい (38歳)。
- ・マスコミの報道がまるで大本営発表でおそろしい。憲法9条を守るためにもっと声を上げていくべき (49歳)。
- ・絶対平和憲法を守り、若い世代に引き継ぎたい。そのためならがんばれると思う。(56歳)
- ・非戦市民である子供や年寄りに悲しい思いをさせるなど、心から叫びたい! (67歳)



▲三越前での街頭宣伝 (10月)

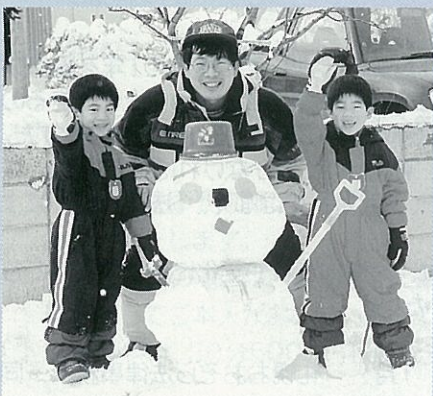
## そしてこれから

こんな熱い声の中に、「なぜもっとたくさん人を集めなかったのか」とか「宣伝が不十分」という声もあった。自分たちの力不足を感じる。

でももう一度ここから始めよう。世界では、憲法第9条こそが、21世紀の平和と正義に向けての基本原則であることの認識が大きく広がっている。あきらめてはならない。アピールし続けること。語り続けること。今年も4月30日(火)夜に、憲法フェスティバルを開催する予定です。一緒に、憲法を語りましょう。

## 子どもと真剣勝負!!

太田 賢二



ついこの間まで母親一辺倒だった息子が、最近「お父さんも大好き!」になってきた。理由は、遊び相手として最適、ということだろう。

たまの休みには、サッカー、野球、かくれんぼ、相撲さらには雪遊びという肉体派から、しりとり、すごろく、絵本読みまで。手加減はするが、こっちはマジになる。しかも相手は、真剣勝負の二人組。正直ヘトヘト。まあ、子供が遊んでくれるのもほんの一時期だ。せめて後5、6年は、何をやっても負けてなるものか。

この冬、彼らはスキースクールに通う。僕は、新しいスキーを買うことにした。

# 劉連仁さんの強制労働現場を訪ねて

重慶電視台(テレビ局)昭和炭鉱取材同行記

弁護士 田中 貴文

昨年11月23日、中国重慶市のテレビ局の取材クルーに同行して、沼田町の明治鉱業昭和炭鉱跡地に行ってきた。7月12日東京地裁が劉連仁さんの主張を認める判決を言い渡して以降、中国では劉連仁さんの裁判を含め、戦争中に日本が行った中国人強制連行・強制労働の問題を各マスコミが大きく取り上げるようになった。今回の重慶電視台が来道したのも、年末に劉連仁さんのドキュメンタリーを放映するための取材である。劉さんの故郷は山東省であり、そこから数千キロ離れた重慶市から取材に来たことから、この問題の中国での広がり分かる。昭和炭鉱は、沼田市街から20数キロ離れた山中にあり、まわりには人家は一切ない。沼田市街には雪がなかったが、昭和炭鉱跡地には20cmの新雪が降り積もっていた。石炭露天掘りのトラックが行き交う山道に車を停めて狭い谷あいを15分位歩くと、谷が開け、突然朽ち果てた昭和炭鉱の廃鉱の残骸が目飛び込んでくる。私がこれまで見てきた強制労働現場は、いずれも市街のなか、あるいは市街地から近いところであり、その当時を偲ばせるようなものは殆ど残っていなかった。昭和炭鉱は人里離れた山中にあり、聞こえるのは野鳥のさえずりと、陽光を浴びて木々の枝から溶け落ちる新雪のしずくの音だけ。周りには何も無い。エゾ鹿の足跡だけが点々と坑口に向かって続いている。劉さんはここで働かされていたのか……。劉さんは北も南も分からないのに、この山のなかへ逃亡せざるを得なかったほど、苛酷な労働を強いられたのだろう。

鉱業所の奥に朽ち果てた4階建ての改良住宅が、荒れるまま



▲明治鉱業、昭和鉱業所社宅跡(沼田町)

に放置されていた(写真参照)。この住宅は、終戦後炭鉱に労働者を集めるために作られた、当時としては近代的なものだったのだろう。昭和炭鉱は昭和44年に閉山しているのだから、もう30年以上が経過している。かつてここに多くの炭鉱マンとその家族が住み、そこで様々な生活の営みが繰りひろげられていたのだろう。

中国のテレビ取材が北海道に入ったのは今回がはじめてである。このようななかで、今春には福岡と京都の裁判所で中国人強制連行・強制労働の判決が言い渡される。劉連仁判決同様、被害者救済の判決が下されることを期待したい。

## 有珠山噴火地震保険金請求事件の提訴

12月13日有珠山噴火地震災害をめぐる地震保険金請求の訴訟を、札幌地裁に提訴した。原告は洞爺湖温泉町の3人の住民。弁護団は、弁護士会法律相談センター運営委員会と、消費者保護委員会所属の4人の弁護士である。2000年3月31日有珠山が噴火し、虻田町、伊達市、壮瞥町などの住民が被災した。噴火と地震により多くの建物が損壊し、住民は保険会社の査定に従った地震保険金を受け取ることになったが、保険会社の査定はあまりにも低く建物の修理費用には到底及ばない。原告のひとり、今なお噴煙をあげ続ける金毘羅山から僅か600mのところに住んでいるが、建物の外壁には無数の亀裂が走り、基礎にも深いひびが入っている。地盤も傾いており、このままにしておけば亀裂やひびはさらに広がる危険性がある。一刻も早い補修工事が必要であるが、損害保険会社の査定は低く、その提示額では補修工事を行なうことはできない。正当な額の保険金の支払いを求めて今回3人の原告が立ち上がった。洞爺湖温泉街のメインストリートは一応整備されつつあるが、一歩路地に足を踏み入れると、まだまだ地震の爪跡は深い。眼を転ずるとまた噴火口から煙が噴き出している。立ち入り禁止区域には傾いたままのアパートが放置されている。裁判は今年から本格的に始まるが、一日も早く被災者の救済を実現したい。

北海道新聞 2007年12月14日 14版

### 「有珠山噴火被害を過小査定」 虻田町民、損害保険を提訴

有珠山噴火の被災者3人が、損害保険金を求め提訴した。原告は洞爺湖温泉町の3人の住民。弁護団は、弁護士会法律相談センター運営委員会と、消費者保護委員会所属の4人の弁護士である。2000年3月31日有珠山が噴火し、虻田町、伊達市、壮瞥町などの住民が被災した。噴火と地震により多くの建物が損壊し、住民は保険会社の査定に従った地震保険金を受け取ることになったが、保険会社の査定はあまりにも低く建物の修理費用には到底及ばない。原告のひとり、今なお噴煙をあげ続ける金毘羅山から僅か600mのところに住んでいるが、建物の外壁には無数の亀裂が走り、基礎にも深いひびが入っている。地盤も傾いており、このままにしておけば亀裂やひびはさらに広がる危険性がある。一刻も早い補修工事が必要であるが、損害保険会社の査定は低く、その提示額では補修工事を行なうことはできない。正当な額の保険金の支払いを求めて今回3人の原告が立ち上がった。洞爺湖温泉街のメインストリートは一応整備されつつあるが、一歩路地に足を踏み入れると、まだまだ地震の爪跡は深い。眼を転ずるとまた噴火口から煙が噴き出している。立ち入り禁止区域には傾いたままのアパートが放置されている。裁判は今年から本格的に始まるが、一日も早く被災者の救済を実現したい。

### 「低額査定は不当」 地震保険会社を提訴

有珠山噴火で被災した3人が、損害保険金を求め提訴した。原告は洞爺湖温泉町の3人の住民。弁護団は、弁護士会法律相談センター運営委員会と、消費者保護委員会所属の4人の弁護士である。2000年3月31日有珠山が噴火し、虻田町、伊達市、壮瞥町などの住民が被災した。噴火と地震により多くの建物が損壊し、住民は保険会社の査定に従った地震保険金を受け取ることになったが、保険会社の査定はあまりにも低く建物の修理費用には到底及ばない。原告のひとり、今なお噴煙をあげ続ける金毘羅山から僅か600mのところに住んでいるが、建物の外壁には無数の亀裂が走り、基礎にも深いひびが入っている。地盤も傾いており、このままにしておけば亀裂やひびはさらに広がる危険性がある。一刻も早い補修工事が必要であるが、損害保険会社の査定は低く、その提示額では補修工事を行なうことはできない。正当な額の保険金の支払いを求めて今回3人の原告が立ち上がった。洞爺湖温泉街のメインストリートは一応整備されつつあるが、一歩路地に足を踏み入れると、まだまだ地震の爪跡は深い。眼を転ずるとまた噴火口から煙が噴き出している。立ち入り禁止区域には傾いたままのアパートが放置されている。裁判は今年から本格的に始まるが、一日も早く被災者の救済を実現したい。

### 「見積もり低い」 地震保険会社を提訴

有珠山噴火で被災した3人が、損害保険金を求め提訴した。原告は洞爺湖温泉町の3人の住民。弁護団は、弁護士会法律相談センター運営委員会と、消費者保護委員会所属の4人の弁護士である。2000年3月31日有珠山が噴火し、虻田町、伊達市、壮瞥町などの住民が被災した。噴火と地震により多くの建物が損壊し、住民は保険会社の査定に従った地震保険金を受け取ることになったが、保険会社の査定はあまりにも低く建物の修理費用には到底及ばない。原告のひとり、今なお噴煙をあげ続ける金毘羅山から僅か600mのところに住んでいるが、建物の外壁には無数の亀裂が走り、基礎にも深いひびが入っている。地盤も傾いており、このままにしておけば亀裂やひびはさらに広がる危険性がある。一刻も早い補修工事が必要であるが、損害保険会社の査定は低く、その提示額では補修工事を行なうことはできない。正当な額の保険金の支払いを求めて今回3人の原告が立ち上がった。洞爺湖温泉街のメインストリートは一応整備されつつあるが、一歩路地に足を踏み入れると、まだまだ地震の爪跡は深い。眼を転ずるとまた噴火口から煙が噴き出している。立ち入り禁止区域には傾いたままのアパートが放置されている。裁判は今年から本格的に始まるが、一日も早く被災者の救済を実現したい。

# 「模擬裁判員裁判」を実施します!!

— 司法改革は、誰のためにあるのでしょうか? —

司法制度改革推進法が成立し、司法改革が急ピッチで進んでいます。そこでは、「市民のための司法」とか「市民の頼りになる司法」ということが、キーワードです。

しかし改革は、市民を置き去りにしたまま進んでしまう可能性があります。法や制度が整備されていく中で、「市民」として、「基本的人権を擁護する弁護士」として、論議をすることに躊躇してはいけません。

「裁判員制度」とは、重い刑事事件に一般市民が裁判官とともに、事実認定や量刑を行う、という制度です。国民の市民参加として、司法改革の目玉とされています。しかし今般刑事司法が、著しく治安維持、刑罰強化、迅速な処罰の方向に動こうとしている状況で、この「裁判員制度」が、その方向に

利用される危険性を忘れてはなりません。現在の刑事裁判の問題点・弊害について、十分な議論・検証が不可欠です。

札幌弁護士会では、下記の通り裁判員模擬裁判を実施します。当事務所の弁護士も劇に参加する予定です。

これを機会と一緒に司法改革を考えてみませんか。



**日時** 1月26日(土) 午後1時

**場所** サッポロファクトリーホール  
入場無料

はじめまして。何もかもはじめてで奮闘の毎日です。春から通常勤務となります。宜しくお願い致します。

小林 亜希子

昨春秋に猫が生活の仲間に加わりました。日々おもしろおかしい事をしてかしてくれて、楽しんでいます。動物ついでいですね。

本間 芳江

2002年は健康に気をつけて、映画や写真等々、趣味の時間をもっと充実させたいと思っています。

齋藤 佳苗

## 事務局あいさつ



本間 齋藤 関 小林 沢辺

5年前からフラワーアレンジメントを習っている。裁判所のロビーに飾られているアレンジが、どんな基本形かわかるようになったことが嬉しい。

関 美奈子

10月の連休に、事務所全員で円山動物園へ行きました。事務局全員が動物好きなので、動物を見て、心が和んだ一日でした。

沢辺 千春



## 事務所からのご案内

- 1、新年は、1月8日(火)より営業を開始致します。
- 2、営業時間は、平日の午前9時から午後5時30分までです。
- 3、法律相談は予約制ですので、必ず前もってお電話をいただくようお願いいたします。

また相談の際には、関係すると思われる書類等をご持参のうえ、原則としてご本人がおいでいただくようお願いいたします。

相談料は、30分5000円程度です。



### 札幌 おおぞら法律事務所

〒060-0061 中央区南1条西10丁目 タイムビル3階  
TEL (011)261-5715 FAX (011)261-5705  
E-mail: ozoralaw@voicenet.co.jp